

**河合長野市地域経済循環創造事業補助金
審査要領**

（目的）

第1条 この要領は、河内長野市地域経済循環創造事業補助金の第7条第2項の規定に基づき、河内長野市地域経済循環創造事業補助金審査委員会（以下「委員会」という。）が河内長野市地域経済循環創造事業に係る審査を行うにあたり、必要な事項を定める。

（審査）

第2条 委員会は、別表1に定める審査基準に基づき審査を行うものとする。

2 前項の審査を行う場合においては、別表2に定める評価基準により採点する。

3 審査は、実施計画書等及びヒアリングにより実施する。

4 各委員の評価の点数の平均が7割以上となった事業について、本市が抱える地域課題や財政状況等に鑑み、委員会により補助対象者を選定する。

（その他）

第3条 この要領定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、公布の日から施行する。

別表1（第2条関係）審査基準

No.	項目	評価内容	配点
1	事業の収支計画	・収支計画の妥当性	10
2	地域資源の活用	・地域資源を活用しているか	15
3	事業の実現性	・事業内容や戦略の具体性	10
4	雇用計画	・地域人材雇用計画の確実性	10
5	地域課題の解決	・地域への波及効果 ・市の計画との合致	20
6	事業の新規性	・事業者にとっての新規性	5
7	事業のモデル性	・地域での前例の有無 ・他自治体へのモデル性	15
8	リスク回避	・事業に内在するリスク認識と回避策	5
9	事業の自立性	・補助事業完了後の自立性	10
合計			100

別表 2（第 2 条関係）評価基準

評価基準	得点
高く評価できる	配点 × 1. 0
評価できる	配点 × 0. 8
普通	配点 × 0. 6
あまり評価できない	配点 × 0. 4
評価できない	配点 × 0. 2